

市税納税通知書等作成業務

企画提案実施要領

四国中央市

市税納税通知書等作成業務 企画提案実施要領

1 目的

この要領は、四国中央市が発注する市税納税通知書等作成業務（以下「本業務」という。）の受注業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

市税納税通知書等作成業務

(2) 業務の目的

以下に掲げる一連の業務について、四国中央市が市民（納税者）等に対して行う納税・納入等の通知書、その他関係する各種帳票に関し、用紙印刷、印字、封筒作成及び封入封緘業務を一括して委託することにより、誰もがわかりやすく見やすいデザインを確保しつつ、個人情報の機密保持の徹底を図るとともに、発送業務等の事務負担の軽減及び作業の効率化を図ることを目的とする。

- ① 固定資産税通知書
- ② 市県民税通知書
- ③ 国民健康保険料通知書
- ④ 後期高齢者医療保険料通知書

(3) 業務内容

別添1「市税納税通知書等作成業務仕様書」のとおりとする。

(4) 予定価格（提案上限額）

一金 53,677,195 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

【内訳】 上限額

- ① 固定資産税
一金 17,503,860 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- ② 市県民税
一金 11,734,635 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- ③ 国民健康保険料
一金 11,588,500 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- ④ 後期高齢者医療保険料
一金 12,850,200 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

プログラム作成費用、部材費用及び処理費用含む。

なお、提案上限額を超える提案については、無効とする。

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日（土）まで

3 選定方式

参加資格要件の確認による第1次審査を事務局にて行い、第2次審査として企画提案書等の書類提出を求め、四国中央市市税納税通知書等作成業務受託者選定委員会（以下「委員会」という）において、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を選定する。

4 事務局

四国中央市 政策部 税務課 固定資産税係
〒799-0497
愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
電話：0896-28-6205 / FAX：0896-28-6058
電子メール：zeimuka@city.shikokuchuo.ehime.jp

5 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

| 内 容 | 時 期 |
|--------------------------|--------------------|
| 公募開始 | 令和7年3月17日(月) |
| 本企画提案に係る質問書の提出期限 | 令和7年3月24日(月) 17時必着 |
| 本企画提案に係る質問書の回答日 | 令和7年3月27日(木) |
| 入札参加資格審査申請書の提出期限(未提出の場合) | 令和7年3月28日(金) |
| 参加表明書(第1次審査)の提出期限 | 令和7年4月4日(金) 17時必着 |
| 1次審査結果通知日 | 令和7年4月8日(火) |
| 企画提案書(第2次審査)の提出締切 | 令和7年4月21日(月) |
| 第2次審査(プレゼンテーション等)の実施日 | 令和7年4月24日(木) |
| 第2次審査結果通知日 | 令和7年5月2日(金)頃予定 |

6 提案者に求められる参加資格要件

本業務に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 四国内に営業所を有し、入札参加資格審査申請書(令和7・8年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書(業務委託)又は令和7・8年度入札参加資格審査申請書(物品))を提出している者又は前記入札参加資格審査申請書を令和7年3月28日(金)までに提出し、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成16年四国中央市告示第35号)に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去（当該年度も含む。）に官公庁において、本業務と同種又は類似業務を元請として完了した実績を有すること。
- (8) プライバシーマークの認定又は ISO27001 の認証が完了していること。
- (9) 別添 1 「市税納税通知書等作成業務仕様書」記載の内容及び提案書に記載した内容を確実に遂行できること。

7 参加資格要件確認基準日

市が参加表明書を受理した日から、優先交渉権者と業務委託契約を締結するまでの間とする。

8 本企画提案に係る質疑

(1) 質問提出期限

令和 7 年 3 月 24 日（月）17 時まで

(2) 受付方法

電子メールにより、「4 事務局」宛てに質問書（様式 4）を提出すること。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

また電子メールの件名は、「プロポーザル質問（市税納税通知書等作成業務）」とし、電子メール送信後に「4 事務局」へ送信した旨の電話をすること。なお、質問は、本プロポーザル及び業務委託に関する内容以外受け付けないものとする。

(3) 回答方法

回答は、質問のあった個別の会社に電子メールで回答する。また、全ての質問に対して令和 7 年 3 月 27 日（木）に、市公式ホームページにて公表する。なお候補者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

9 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 4 月 4 日（金）17 時必着（提出が遅れた場合は参加を認めない。）

(2) 提出書類・部数

①参加表明書（様式 1） 1 部

②業務実績調書（様式 2） 1 部

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留）により、「4 事務局」に提出期間必着にて提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間

内の提出がなかったものとみなす。

10 第1次審査の実施及び結果通知

(1) 参加資格審査

参加表明に関する提出書類の内容について、事務局による書類審査を実施し、参加資格要件等を審査する。

(2) 参加表明をした者の数が5者を超える場合は、第2次審査の対象者として、委員会において5者選定する。

(3) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、令和7年4月8日（火）に参加表明者へ参加表明書に記載された電話及び電子メールにより通知する。

(4) 参加確認書

参加資格者には、次の事項を記載した参加確認書を電子メールで送信する。

ア 第2次審査の日時、場所

イ 企画提案書で使用する提案者記号（A社、B社、C社・・・等）

※当該提案者記号は、事務局が決定する。

11 企画提案書等の書類提出

(1) 提出期限

令和7年4月21日（月）17時必着（提出が遅れた場合は参加を認めない。）

(2) 提出書類・部数

①企画提案書の提出書（様式5）1部

②企画提案書（様式6）

紙媒体 10部（正本1部、副本9部）

原則A4判、長辺綴じ（A3折込可）、横書き、ページ数制限なし（着色可）

正本には社名を表示し、副本には社名を特定できるような内容は記載せず、当市が指定する表記（A社、B社、C社、・・・）を使用すること

③価格提案書（様式7） 1部

(3) 記載要領

別添2「提案書記載要領」のとおり

内容をよく把握したうえで、記載要領に基づき記載すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留）により、「4 事務局」に提出期間必着にて提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

価格提案書は封入封緘すること。封入封緘方法については、様式集別紙1を参照のこと。

(5) 留意事項

①企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則認めない。ただし、市から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。

- ②提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成する。
- ③提出された企画提案書は、返却しない。
- ④企画提案書の提出は、参加者1者につき1提案のみとし、複数の提案をすることはできない。
- ⑤提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ⑥企画提案書は、四国中央市情報公開条例（平成16年条例第15号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- ⑦参加を取り下げる場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。
なお、提出期限後から受託候補者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、参加辞退届を提出するものとする。また、参加辞退届の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。

12 第2次審査（プレゼンテーション等）の実施

（1）実施日

令和7年4月24日（木）※開始時間、会場等詳細は別途連絡する。

（2）基本的な考え方

- ① 受託者の選定については、「別添3 企画提案選定基準」に基づいて評価することとする。なお、参加表明書の提出が1者のみであっても審査を行い、事務局が求める目的に添ったものであると判断した場合には、その者を優先交渉権者とする。
- ② 提出書類等は、本業務を受託する者を選定するための資料であり、そこに盛り込まれた内容全てが実際の契約条件になるとは限らない。本業務を進めるにあたり、市と優先交渉権者との協議により提案の内容を変更することがある。ただし、公平性の観点から、価格評価を行った場合においては、原則、契約時点で提案価格を増額することはできないものとする。
- ③ 市は、委員会において選定された優先交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者と協議が整わなかった場合、次点交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行い、交渉が成立した者を受託者とする。

（3）実施方法

企画提案書に基づき、提案者のプレゼンテーションを受け、選定委員が審査を行うものとする。審査は、提案者名を公表せず、以下のとおり行うことを予定している。

- ① プレゼンテーションは、1者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は40分程度とする。（1者につき説明30分以内、質疑10分程度）
- ② 提出した企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などは認めない。ただし、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。この場合、パソコンは提案者が用意し、プロジェクター、スクリーン、コード類（HDMI to HDMIのみ）は市が用意するものとする。
- ③ 提案者の出席は4名以内とする。なお、本業務に携わる者を1名以上含めることとする。
- ④ 実施の順番は、当市における責任抽選により決定するものとする。（抽選結果につ

いては、企画提案書の書類提出期限以降にメールにて通知する。)

13 受託者の選定について

(1) 選定方法

提出された企画提案書等の内容を委員会において選定基準に基づいて審査し、各委員が採点した点数の合計点数を委員の数で除し、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。同点の者があった場合は、「納税通知書等の作成（印刷、封入、封緘、納品）評価点」の高い者を上位とし、それでも選定できないときは、委員会の協議により決定する。

(2) 評価項目等

別添3「企画提案選定基準」のとおり

14 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者及び次点交渉権者にのみ文書にて通知し、市ホームページで公表する。なお、審査結果に関する質問や異議は、一切受け付けない。

15 契約の締結

(1) 交渉権者と交渉が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。

(2) 優先交渉権者と協議が整わなかった場合、次点交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行い、交渉が成立した者を受託者とする。

(3) 提出書類等は、本業務を受託する者を選定するための資料であり、そこに盛り込まれた内容全てが実際の契約条件になるとは限らない。本業務を進めるにあたり、市と受託者の協議により提案の内容を変更することがある。

(4) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。

(5) 四国中央市契約規則（平成16年規則第50号）第43条の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第45条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(6) 交渉権者の決定後、契約の締結までの間において、交渉権者が「6 提案者に求められる参加資格要件」で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

16 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不審な行動等をなす場合において、プロポーザルを

公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

17 企画提案者の失格要件

参加表明書提出後、契約までの間に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

なお、選定後に失格となった場合は、委員会において次点となった者を受託候補者とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で選定委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、委員会が不適切と判断したとき。

18 その他の留意事項

- (1) 提出された参加表明書及び企画提案書は、優先交渉権者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 企画提案書の作成及び提案等プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (4) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、受託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (5) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は受託料に含まれるものとする。
- (6) 受託業務における制作物の著作権は四国中央市に帰属するものとする。委託契約期間終了後、四国中央市が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (7) 制作物に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含まれるものとする。
- (8) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応する。
- (9) 受託者（受託者の社員を含む。）が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法のほかこれに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならず、本委託業務終了後においても同様とする。
- (10) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (11) この実施要領に定めのない事項については、四国中央市契約規則等に定めるところによ

る。

様式

- 様式1 「参加表明書」(W o r d)
- 様式2 「業務実績調書」(W o r d)
- 様式3 「参加辞退届」(W o r d)
- 様式4 「質問書」(W o r d)
- 様式5 「企画提案書の提出書」(W o r d)
- 様式6 「企画提案書」(W o r d)
- 様式7 「市税納税通知書等作成業務価格提案書」(W o r d)

別添

- 別添1 「市税納税通知書等作成業務仕様書」(P D F)
- 別添2 「提案書記載要領」(P D F)
- 別添3 「企画提案選定基準」(P D F)
- 別添4 「帳票等仕様一覧」(P D F)